

登録種別部会規定

第一章 総則

第1条 この規定は、香川県バレーボール協会規約第34条及び第35条の規定に基づき、登録種別部会に関する必要な事項を定める。

第2条 前条の登録種別部会として、次の部会を設置する。

- | | | |
|--------------|------------|-----------|
| (1) クラブ部会 | (2) 実業団部会 | (3) 大学生部会 |
| (4) 高等専門学生部会 | (5) 高校生部会 | (6) 中学生部会 |
| (7) 小学生部会 | (8) ママさん部会 | (9) ソフト部会 |
| (10) ビーチ部会 | (11) ヤング部会 | |

第二章 所管事項

第3条 それぞれの部会は、理事会または常任理事会の付託を受けて、次の事項について審議しこれを処理する。

- (1) バレーボール競技の普及・振興に関することがらの処理にあたる。
- (2) 県民の生涯スポーツの基礎づくりに関することがらの処理にあたる。

第三章 役員

第4条 各部会の役員は、理事のなかから県会長がこれを委嘱する。

第5条 各部会には部会長及び部長を置き、部会長は各連盟の会長があたり、部長は各連盟の理事長または、高体連専門委員長・中体連競技部長があたる。

第6条 部長は、部会を代表して部会の会務を掌理する。

第四章 任期

第7条 役員の任期は、2年とし再任を妨げない。

第五章 会議

第8条 部会は、部会長が招集してその議長となる。

第9条 部会の議事は、出席役員の過半数で決定し、賛否同数の場合は議長がこれを決定する。

第10条 緊急を要するため、部会に付議することが困難な場合は、部長がこれを決定する。但し、次の部会に報告して承認を得なければならない。

第11条 県の会長・副会長・理事長・各委員長は、部会に出席して意見を述べるができる。

第六章 規定の変更

第12条 この規定は、理事会の議決を経て変更することができる。

附則 この規定は、平成20年12月6日から施行する
平成24年 4月 8日 一部改正